

地域学校協働活動について

1 学校支援地域本部

学校・家庭・地域が連携協力を強化し、社会全体の教育力の向上に取り組むことを目的とし、清須市では平成20年に西枇杷島中学校区をモデル地区として活動を開始した。地域住民等の協力により、授業の補助や部活動支援、学校の環境整備等、学校を支援する体制として、文部科学省が平成20年度から推進してきた制度である。

<清須市学校支援地域本部における主な活動内容>

- 主要通学路における登下校の見守り・安全指導、○防犯パトロール、
- 学校図書室の環境整備および読み聞かせ、○花壇や校内除草などの環境整備、
- 学校行事における地域ボランティアの協力、○図書修繕講座や読み聞かせ講座、
- シニアボランティアの育成と拡充、○学習支援（家庭科ミシン補助・調理実習補助・健康診断補助・小学校でのプログラミング教室・月1回公民館等での学習支援）
- サタデーキッズ（プログラミング教室）、○放課後子ども教室・児童クラブの取組

2 地域学校協働活動

平成27年12月、中央教育審議会の答申において、従来の「学校支援地域本部」による学校の「支援」から、地域と学校双方向の「連携・協働」を目指し、幅広い地域住民の参画により、地域全体で子供たちの学びや成長を支える地域学校協働活動を推進する新たな体制の提言があった。

平成29年3月、「働き方改革実行計画」において、令和4年度中に全小中学校区をカバーして「地域学校協働活動」を推進することが国の目標とされた。

(1) 地域学校協働本部

平成28年6月、「ニッポン一億総活躍プラン」において、令和4年度中に全小中学校区をカバーして「地域学校協働本部」を設置することが国の目標とされた。

(2) 地域学校協働活動推進員

平成29年3月の社会教育法の改正により、地域学校協働活動は法律に位置づけられ、地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を果たすものについて「地域学校協働活動推進員」として教育委員会が委嘱できることとする規定が設けられた。

(3) 学校運営協議会（コミュニティスクール）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、全ての公立学校がコミュニティ・スクールになることを目指し、「学校運営協議会」の設置が努力義務とされた。

※ 文科省は今後、「地域学校協働本部」と「コミュニティスクール」が一体となって取り組むことによって「学校を核とした地域づくり」と「地域とともにある学校づくり」を併せて実現することを狙いとしている。